

平成 21 年度「今後の跡地利用施策の展開方策に関する検討委員会」(第 1 回) 議事要旨

【開催日時等】

日 時：平成 21 年 11 月 30 日(月) 14:00～17:00

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 1 階共用 123 会議室

出席者：荒田座長、高嶺座長代理、大澤委員、藤田委員、平良委員、宮里委員、山内委員、当山委員、金城委員(代理)、神山委員、大田委員(代理)、仲村委員
原田政策統括官、槌谷大臣官房審議官、豊村専門官、加塚技術部長、堀田次長

【議題】

- (1) 開会
- (2) 開催要綱(案)について
- (3) 委員紹介
- (4) 座長選任
- (5) 検討委員会開催スケジュール及び検討テーマ
- (6) 跡地利用に関する取組の現状及び課題について(内閣府・県・市町村報告)
- (7) 意見交換
- (8) 閉会

【配布資料】

- 資料 1 検討委員会開催要綱(案)、委員名簿
資料 2 検討委員会開催スケジュール及び検討テーマ(案)
資料 3 跡地利用施策の現状
資料 4 跡地利用に係る沖縄県の取組
資料 5 跡地関係市町村の取組と課題

【資料説明等】

内閣府、沖縄県及び市町村の各委員からそれぞれの取組みを説明。

【意見交換】

「沖縄 21 世紀ビジョン」は、20 年先までの沖縄のあるべき姿をまとめたものであり、今後、3 年ごとの短期的な実施計画を策定していくことになる。跡地利用についても、再度、市町村や地権者の意向等を踏まえながら、その中に盛り込んでいくことになる。

中南部都市圏全体の振興を図るという観点から、6 施設全体についての振興策や個々の跡地ごとの役割分担が必要であり、そのためにも広域的なビジョンを作っていく必要があるのではないか。また、広域ビジョンと市町村の跡地利用計画の整合性を持たせる

ための調整をどう図っていくのか検討していく必要がある。

跡地利用全体のコンセプトをリードし、コーディネートする役割が必要であり、その場合の調整主体は、新たな仕組みや法制度の中でも国の関与も含め議論をしていく必要がある。

全ての跡地の地権者が収益率の高い跡地利用を希望すると考えられることから、県の調整は實際上ワークしないのではないかと。国に貸して同じ賃料をもらっている土地が返還されて区画整理をされた瞬間に不平等が生じることになれば調整は相当困難になることから、収益を地権者全体で分けるなどの仕組みが必要ではないか。

地域が自分たちの利害だけで跡地利用をするのではなく、広域の中で共存共栄するという理念を哲学として持っておかないと、跡地利用がうまく実現しないことになる。

返還が予定される 1,000ha の土地が無秩序に土地利用されていくと大変なリスクを伴うことになる。地権者が納得するような見通しを示し、地権者の安心感を醸成することで、地域の利害を乗り越えた跡地利用を図ることが可能となるのではないかと。

跡地利用を円滑に進めるには、土地区画整理法に基づく換地制度には限界があり、沖縄版の区画整理事業が必要ではないか。

地権者の合意形成の取組には、若い次の世代を育てることも重要。普天間の場合は、地主会の協力のもと、「若手地権者の会」が結成され、自主的な活動を行っている。

地権者のモチベーションが高まらない原因は何なのか、モチベーションを高めていくためにはどうしたらいいのかを考える必要があるのではないかと。

(以上)